

セクシャル・マイノリティの  
暮らしやすい社会を求めて

—同性婚、ドメスティック・パートナー制度を通じて—

若尾史人

# 目次

はじめに

1. 同性愛解放運動
  
2. 同性間の婚姻
  2. 1 ペデラスティ
  2. 2 ベルダーシュによる異性愛婚姻擬制
  2. 3 中国や日本に見られる伝統的な同性愛関係
  2. 4 同性婚とドメスティック・パートナー制度
  
3. 世界各国の現状
  3. 1 ヨーロッパ
  3. 2 アメリカ大陸
  3. 3 その他の地域
  
4. 日本の制度はどうあるべきか
  4. 1 日本の婚姻制度
  4. 2 これからの日本の制度

おわりに

参考文献

## はじめに

セクシャル・マイノリティの人たちが、なぜ受け入れられにくいのか。それは、周囲の環境、また、現行の制度によるところがあると私は考える。異性との関係のみが当然とされ、同性同士の関係は話題にすら上がらない。そのような状況で、同性愛は、異常なもの、気持ちの悪いものと考えられることがあるのではないだろうか。私は同性愛者の友人をもっている。しかし、彼らとの友人関係はほかの人とまったく変わることはない。この体験から、このテーマ設定に至った。

同性愛は過去、犯罪であったり、病理だったりと考えられ、抑圧の対象となっていた。いくつかの団体が結成され、運動が起こりはしたが、小規模にとどまり、変革には至らなかった。転機が訪れたのは1969年、アメリカでおこった、「ストーンウォールの反乱」である。これを機に解放運動が始まっていった。

現在、同性同士の結婚、または、それに準じるもの（ドメスティック・パートナー制度など）を認めている国はいくつか存在する。最近ニューヨーク州で同性婚が認められるなど、現在法案として進めている国もある。では、日本はどうだろうか。他国で同性婚ができるとなると、「婚姻要件具備証明書」に性別欄を設け、これができない国でしか結婚できなくなった。2009年、海外での同性婚のために、独身であることなど証明の必要書類の発行をする方針を定めたが、海外で結婚をしたとしても、日本の戸籍に記載することは許されていない。日本にとってあるべき制度はどのようなものなのだろうか。

1章では同性愛解放運動について、先述した「ストーンウォールの反乱」を中心に紹介する。2章で同性間の婚姻について過去のものとして現在のものについて、3章では世界各国の現状について述べる。そして4章で日本のあるべき制度についての考察を行う。

## 1. 同性愛解放運動

同性愛者は過去、強い抑圧のなかにあった。今でこそ、その存在、権利が十分でないにしろ認められつつあるが、そこに至るまでにどんな動きがあったのか。その最も大きなきっかけとなったのは1969年6月28日に端を発する「ストーンウォールの反乱」である。これは1969年6月28日、ニューヨークのゲイバー、「ストーンウォール・イン」が警察による踏み込み捜査を受けた際、居合わせた同性愛者たちが、初めて警官に真っ向から立ち向かい暴動となった事件と、これに端を発する、一連の、権力による同性愛者たちへの迫害に立ち向かう抵抗運動を指す。この運動は、後に同性愛者らの権利獲得運動の転換点となった。本章では、このストーンウォールの反乱を中心として、その前後にどのような流れがあったのかを紹介する。

当時の同性愛者たちは今日ほど自由な私的生活環境を享受することが出来なかった。民事刑事両面において、法は彼らにとって苛酷であり、例えば、性的指向を理由とする解雇や採用拒否は違法とされていなかった。また、ほとんどすべての州が、同性間性交渉を禁

止する法律（通称：ソドミー法）を依然として維持していた。そのため、成人間の同意に基づいていようと、性交渉を持ったことが明らかになった同性愛者らは、罰金刑などを科せられていたのである。

その中でニューヨークは比較的自由な街と考えられ、全国から移住してきた同性愛者によって、グリニッジ・ヴィレッジの一角にコミュニティが形成されていた。そこには、1950年代にはすでに数軒のゲイバーが存在していたが、そのようなゲイバーであっても、同性愛者らのナイトライフには不安が付き纏っていた。1960年代まで、ゲイバーが警察による踏み込みを定期的には受けることは日常的な光景であったからである。もっとも、1960年代になると、予告なしの踏み込みは徐々に減り始めた。これは相次ぐ訴訟とホモファイル運動（差別撤廃運動）の成果であった。それでもなお、1965年になるまで警察は、時として捜索時に居合わせた者全員の個人情報記録し、新聞で発表することもあった。キスや異性装、さらに手を握っていたことや、バーに居合わせただけですら拘束の理由とされた。私服警官がゲイに成りすましてゲイに近づき、法令違反行為を助長するような囮捜査さえも行われていた。

この状況からの変革は、1965年以降、ニューヨーク市長に就任したジョン・リンゼイと、ホモファイル運動団体であるマタシン協会の会長となったディック・ライチによるところが大きい。

前市長よりも同性愛者に寛容だったリンゼイは、マタシン協会の要望に耳を傾け、市の一般職採用試験において、志願者に性的指向を尋ねる質問をすることをやめさせるなど、同性愛者にとって有利な改革をいくつか実行した。

マタシン協会前会長よりも急進派な活動家であったライチは、1960年代の公民権主張団体が用いていたような直接行動を信念としていた。1966年初頭、リンゼイが市民の苦情を受け付ける公聴会を開いたとき、マタシン協会は警察の囮捜査を止めるよう抗議した。これを受けて、警察本部長は、同性愛者たちを誘惑して法令違反行為を唆すことのないように警察官を指導し、私服警察官が同性愛者らを猥褻等で逮捕するときには民間人の証人を必要とするという方針を定めた。

同じく1966年、ライチは酒類販売免許の与奪方針をめぐって、州の酒類局に挑戦した。当時酒類局は、三人以上の同性愛者のグループにアルコール飲料を提供した店から恣意的に酒類販売免許を取り上げていた。そのため多くのゲイバーが違法営業を余儀なくされ、警察の踏み込みを許す一つの要因となっていた。ライチは二人の同性愛者と一緒に、酒類販売免許を持っていた数少ないゲイバーの一つ「ジュリアス」でジャーナリストらと会合を持ち、バーテンダーに自身たちの同性愛を明言した上でアルコール飲料を注文した。バーテンダーがこれを断ると、ライチは市の人権委員会に苦情を申し入れた。これを受けて、酒類局長は今後、同性愛者へアルコール飲料を提供した店から酒類販売免許を取り上げないよう方針を変更したことを発表した。これを機に1966年以降、グリニッジ・ヴィレッジにはゲイバーが着実に増え始めていた。

では、ゲイバーが合法的な営業を認められ、増加しつつあった中で、なぜストーンウォール・インが警察に踏み込まれたのだろうか。歴史家のジョン・デミリオは、ニューヨークが市長選挙の年であったことを指摘している。再選を狙うリンゼイ市長は、共和党の予備選挙での敗北が必至だったため、独立政党からの出馬を決めていた。したがって、彼は

市内のバーの浄化を訴えて支持を広げる必要性に迫られていたのである。そして、ストーンウォール・インにはその標的となり得るに十分な要因がいくつもあった。

まず、この店はまだ酒類販売免許を取得していなかった。また、そうした店の多くがそうであったように、マフィアのような犯罪組織とのしがらみがあった。また、全裸に近いゴーゴードンサーと言われる人たちがパフォーマンスをしていたことや、未成年者が出入りしていたことなども問題視された。

このように、ニューヨークのゲイ・シーンは、徐々に進む差別撤廃を歓迎しながら、同性愛者らの権利獲得が進んだ海外事情を受けて、さらなる解放を望む声が同性愛者らの内から上がっていた。その一方で、風紀の取り締まりを強化する市当局との緊張が高まる中、1969年6月27日金曜日の夜を迎えるのである。

1969年6月28日午前1時20分を少し回った頃、ニューヨーク市警第一分署に所属する8名の警官が令状を手に、ストーンウォール・インを訪れた。こうして、その週2回目のストーンウォール・インに対する踏み込みが始まった。警察発表によると、その時店内にいた客は200人を超えていたが、逮捕されるのは、身分証明書を持たない者、異性装をしていた者、そして従業員の全員あるいは一部のみとされていたので、ほとんどの客は逮捕を免れることとなった。

警察は無免許酒類販売の現行犯で店員たちを逮捕すると、警察署に連行するため、護送車に乗せようと店の外に出た。そのとき店の周囲には、群集が店を取り囲むように見守っていた。これは、ゲイバーが踏み込みされる度に見られる日常的な光景であった。それまでずっと、同性愛者らは警官にどのような侮辱的な言動を投げかけられてもただ見ただけで抵抗せず、警官が容疑者を連行して去っていくのを見守るだけであった。

しかし、その夜は前例にないことが起きた。同性愛者たちは警官に悪態をつきながら、硬貨や瓶を投げ始めたのである。そのうち、石、屑籠、煉瓦、ガラス板が飛び始め、一人の警官のこめかみをビール瓶の強打が襲った。ひるんだ警官たちは店内に退避した。その後、近くの警察署から援軍が到着するまで、警官はストーンウォール・イン店内から、今にも破られそうなドアを押さえるので精一杯であった。暴徒と化した同性愛者たちの攻撃は容赦なかった。店内を照らすために火をつけようとする者や、パーキングメーターを引き抜いてドアの隙間から振り回し、警官を店の外に出そうとする者もいた。時折開くドアの隙間からは、火炎瓶や煉瓦が投げ込まれた。暴動が起きていることはすぐに広まり、駆けつけた住民や他のゲイバーの客たちで現場は騒然となった。

ようやく警察に応援が到着し、初日の暴動は発生から45分程で終息した。騒動が収まった時、ストーンウォール・インはサイクロンが直撃したかのような惨状であったと表現されている。その夜のうちに13名の逮捕者と、4名の警察官を含む多数の負傷者が出た。負傷者のうち少なくとも2名は重傷であった。2000人を超えると見られる同性愛者らが400人の警官と戦ったのである。

この踏み込みは、それまでストーンウォール・インに対して行われていたものと、いくつもの点で異なっていた。それまでの踏み込みでは、一般的に第六分署がストーンウォール・インの経営者に内報した後で、家宅捜査に入っていた。加えて通常、踏み込みは早い時間に行われ、書き入れ時の時間帯には店は通常の営業に戻ることができた。しかし、この夜の踏み込みは第一分署が主体となり、いつもより遅い、書き入れ時に行われている。

また、この捜索中、警察官はハンマーで店のレジを壊している。この行為について、後日、居合わせた客の一人は警察官が金を盗んだと新聞記者に証言したが、警察は店とマフィアとの繋がりを裏付ける証拠を押収するために行ったと反論している。

6月28日午後、クリストファー・ストリートには、差別撤廃と解放を訴えるスローガンを掲げた同性愛者らが押し寄せた。あまりの混雑に、車の通行は一時完全に遮断されたという。その夜から29日未明にかけても衝突が起きたが、前夜ほど大きなものではなかった。6月29日の夜は、クリストファー・ストリートに静けさが戻ってきた。しかし、6月30日と7月1日の夜、再び人々が集まり始め、警察との間で小競り合いが発生したが、どれも比較的小さな衝突であった。ドラッグ・クイーンが警察官の足元に爆竹を投げて跳び上がらせたり、ゲイが警察官の侮蔑的な猥褻表現を逆にからかったりと、喜劇的な様相を呈していた。しかし、7月2日の夜、クリストファー・ストリートに血生臭さが戻ってくる。約1000人の若者が、ベトナム戦争反対運動鎮圧のために徹底的に訓練された特殊警察部隊と対峙し、今度は警察が優勢であった。後にライチはこの日の光景を、顔や手から血を流す若者が、七番街のクリストファー・ストリート交差点から西10丁目交差点までの方々にうずくまっていたと記している。このようにして、現代史上初にして最大級の同性愛者らによる暴動は沈静化した。

ストーンウォールの反乱は最終的に警察に鎮静化されたものの、同性愛者らの権利獲得運動に変化と加速を促す転換点となった。運動主体となる団体の主流が穏健派から急進派へ変わり、1960年代穏健派の働きで緩やかに進行してきた差別撤廃の動きが1970年代加速したのである。

反乱の前、同性愛者らの権利運動は、穏健で同化主義的なホモファイル運動が主流であった。マタシン協会に代表されるホモファイル団体は、いかに彼らが異性愛者と同質であり平等であるかを主張し、異性愛社会の共感を得ながら、ソドミー法に代表される差別的な制度の撤廃を目指した。それに対し、ストーンウォールの反乱以後は、異性愛者との差異を認めながら、アフリカ系アメリカ人等の社会的マイノリティと連帯して権利獲得を目指す同性愛解放運動（ゲイリブ運動）が主流になる。

時代の変化の中でマタシン協会は、解放運動の指導者たちから、その同化主義的な運動方針が、同性愛者らのアイデンティティを否定し、異性愛者社会に迎合するものであると批判されるようになり、急速に支持を失っていった。解放運動の指導者の一人ジョン・マーフィーにとっては、ライチによるゲイバーのアルコール飲料提供の合法化実現すら、ゲイバーという名のゲッターを恒久化させ、同性愛者が異性愛者の世界に立ち向かう機会を妨げる行為として、非難すべき対象であった。マタシン協会はその後も細々と活動を続けたが、1987年1月に破産し解散する。

1969年7月、反乱から一月も経たない中に、ニューヨークで同性愛解放団体である「ゲイ解放戦線」が組織された。これは左翼的なイデオロギーを主張する急進的な団体であった。同様の団体は、国内主要都市に次々と作られ、1969年末までに主要な大学にゲイ解放戦線の支部が作られた。1970年には過度の政治化を嫌う同性愛者らがゲイ解放戦線を離れ、共産主義的な主張を排除した解放団体「ゲイ活動家同盟」を創設する。この動きは海外にまで波及し、西側先進国に同様の解放運動が広まった。1970年にはロンドンでもゲイ解放戦線が組織され、翌年デモ行進が行われた。

このような解放運動の成果により、1970年代、合衆国の同性愛者らの境遇は飛躍的に向上する。1971年にコネチカット州がソドミー法を撤廃したのを皮切りとして、いくつかの州議会や州裁判所でソドミー法が撤廃または緩和される決定がなされた。1972年にはミシガン州アナーバー市が同性愛者の人権保護を条例化する。著名人たちが同性愛的性的指向を公表し始めたのもこの頃であった。そして1973年末までに全国で1100の同性愛団体が設立された。

急進的な解放運動は、急進主義が弱まる1970年代半ば以降の社会環境の中で、徐々に急進性を失っていった。それ以来、穏健的な同性愛権利運動（ゲイライツ運動）が主流となる。同性愛権利運動の活動家たちは、商業主義とエンターテインメントを取り入れたキャンペーンを実施するようになり、2000年代に至る。（デニス・アルトマン 2010）

## 2. 同性間の婚姻

第1章であげたような活動によって、同性愛は次第に認められるようになってきた。しかし、それが結婚、またはそれに準ずる形で認められる例は、世界的に見てもまだ少ない。そこには宗教的な問題など様々な要因が絡まりあっている。まだすべての人に同じ権利が認められるようになるにはかなりの時間がかかるだろう。

人類には、異性愛者ばかりでなく同性愛者もいることは有史以来知られていた。しかし同性愛者の結婚について、本格的に議論され始めたのは、ごく最近で1980年ごろからである。法制度的に整備され始めたのは、世界的に見ても1990年代からである。ただ、それ以前の社会でも、同性同士の間で、相互に性的な魅力を感じ、親密さや愛情をもって結びつく関係が無かったわけではない。また、社会が、その二人の関係を特別な関係として承認していた歴史もあった。欧米などキリスト教社会では、同性愛は「自然に反する罪」とされ、嫌悪されてきた歴史がある。しかし、ヨーロッパでも、キリスト教が普及する以前には、同性愛のカップルが社会的に承認されていた記録は存在する。

### 2. 1 ペデラスティ

たとえば、古代ギリシャの少年愛（ペデラスティ）におけるエラステース（年上の男性＝念兄）とエローメノス（青少年＝念弟）との間の関係が挙げられる。それは、いくつかの面で結婚と類似しているといわれている。

たとえば、エローメノス側の年齢は、当時、女性が結婚した年齢とほぼ同じ、10代の半ばであり、二人の関係を始めるにはエローメノスの父親の同意が必要であった。女性との結婚と同様に、求愛者であるエラステースの社会的地位が問題となり、その関係は結婚と同様、性的な側面だけでなく、特別な、社会的、宗教的な責任が伴っていた。

また古代ローマでは、皇帝ネロが、異なる時期にそれぞれ、異なる男性を相手に結婚したという記録がある。また、皇帝エラガバルスも男性と関係を持ったと伝えられている。キリスト教化される以前の古代ローマ人にとって、同性同士の性行為はまったくタブーではなかったようだ。また、皇帝や貴族ではない一般の市民たちの間でも、古代ギリシャ同

様、同性愛的な関係が社会的に承認され、整然と制度化されていた可能性が高いとみられている。

しかし、皇帝ネロの事例では、一人の相手とは皇帝自らが女装し、女性として結婚式を挙げており、もう一人の相手とは、逆に皇帝は男性の立場だったが、相手は、性転換させて女性にした少年奴隷だった。後者との婚姻の場合は、現在でいえば、性同一性障害の人の、性転換後の結婚と同様なものと考えられる。皇帝ネロ自身、そのものを妻として接しており、厳密には同性結婚としては考えない方が良くかもしれないとも考えられる。

## 2. 2 ベルダージュ（片方の性転換）による異性愛婚姻擬制

皇帝ネロの少年奴隷と同様に、同性同士の方が性を転換して結婚することが、社会的に承認され制度化されていた例としては、北アメリカ大陸の先住民族の若干の部族に、かつて存在したベルダージュ制が挙げられる。これは、身体は男性であっても女性の心を持つと主張する個人、または逆に身体は女性であっても男性の心を持つと主張する個人には、幼少期から女性（男性）の役割と責任を引き受けさせることで、女性（男性）として生きることをその部族社会が承認し、その心の性の人間として扱う制度である。そうした身体とは異なる性として扱われる個人をベルダージュと呼ぶ。部族社会からベルダージュと認められた彼ら（彼女ら）は、当然のように部族の他の男性（女性）と結婚することが可能であった。その場合、ベルダージュたちはいわゆる自然な女性（男性）と同様に、妻（夫）として高く評価された。

同様な制度はベーリング海峡流域の島に居住するアルーテック族、チュクチ族などにもあり、20世紀の初めにはまだ見られたようだ。

このベルダージュ制は、近代以前の同性結婚の例として、社会学や同性愛研究の文献などにもよく登場する。こうした制度は近代文明が波及するにしたがい、白人の宣教師たちによって「同性愛的な悪習」とされ、禁止され失われていった。そして20世紀後半からは、今度は近代的な性同一性障害者の性転換治療という、近代科学的な装いをまとった「治療法」が、全世界的レベルで普及していくことになる。

## 2. 3 中国や日本に見られる伝統的な同性愛関係

一方、古代ギリシャのペデラスティとほぼ同じような制度も、東アジアやアフリカなど、世界の他の地域にも存在した。

たとえば、中国の明代から清代にかけて福建省の南部では、同性愛（当時は「南風」と呼ばれていた）が流行していた。大量の史料によって、当時この一帯では、「契兄弟」と「契児」といったものが存在していたことが分かっている。同性愛の関係が、「契兄弟」、「契児」といった擬制的な兄弟関係、親子関係として扱われていたということである。福建省のこの風習は、売春のような、一時的な快楽を追求する性的な遊びのようなものではなく、かなりまじめなものだったようである。特に契兄弟の同居は婚姻に似通い、たがいに貞操義務を持っていた、二人の関係は公然たるものであり、父母や親戚、朋友など社会的にも認められていた。さらに二人が関係を始めるに当たっては、契弟や契児が童貞（つまり初婚）であれば、初婚の女性と婚姻する場合と同じように、契兄や契父は結納を贈り、三茶、六礼といった婚姻と同様の儀式が行われていた。一般に、この風習は、年長者が、仁をも

って年少者を導くという儒教的な伝統に根差していると思われていた。現在でも、香港のカンフー映画などに見られるカンフーマスターと若き弟子の師弟関係に、どこか近いものが感じられるという意見もある。

福建省のように、結納、三茶、六礼といった式典こそ無いものの、日本にも似たような同性同士の関係があった。

南北朝時代ないし室町時代に成立した「秋夜長物語」などの著名な稚児物語（男性同性愛文学）に描かれているように、仏教寺院の僧侶と稚児の間に年長者が年少者を性的にも愛して導くような関係があったことはよく知られている。また、この風習は武家の間にも浸透し、織田信長と森成利（乱丸、蘭丸）のように、儒教的な君臣関係の中に、同性愛的な関係が融合しているといったようなケースもある。江戸時代には、こうした男性同士の関係は「衆道」と呼ばれ、その場合、年少者のほうを特に「念者」と呼ぶような一般的な呼称まで存在した。また同性カップル相互の年齢や社会的な地位が近い場合には、「義兄弟」という兄弟関係に擬制されることもあったという。この場合はパートナー相互を「念友」と一般的に呼称した。

## 2. 4 同性婚とドメスティック・パートナー制度

このように、人類の歴史において、おもにユダヤ教やキリスト教の影響の及ばない地域では、同性愛の関係も人間の持つ自然な感情とされ、そのパートナーシップが社会から尊重され、さまざまに制度化されてきた歴史がないわけではない。ただ、それらの多くは、古代ギリシャのペデラスティ、江戸時代の衆道に代表されるように、男女の婚姻関係よりも、師弟関係、君臣関係、親子関係、友人関係などに擬制される場合が多かったようである。そうでなければベルダーシュ制のように、どちらか一方の社会的な性別の変更を伴った上で、擬制的な異性愛として婚姻関係を結んでいた。

同性愛のカップルが異性愛のカップルである結婚と相似な関係であるとみなされ、性の転換をとみなわない状態で、それに擬制され始めたのはごく最近のところで、19世紀後半から20世紀にかけてと思われる。また本格的に議論の対象になり、社会的に制度化され始めたのは、20世紀も後半になってからのことだ。

これには、二つの理由が考えられる。一つは、近代社会のベースを作ったのは欧米のキリスト教社会だが、そこでは、同性愛が長きにわたって反自然的な罪悪として、抑圧の対象だったことだ。（実際には同性愛はよく見られたようであるが。）そのため、ペデラスティやベルダーシュ制に類するような、同性同士の社会的な関係に関する伝統的な慣習は絶滅してしまった。

もう一つは、そのキリスト教社会が世俗化し、教会が絶対的な権威を失って、同性愛者たちが社会の表面に現れ始めたのとほぼ同時期に、異性愛カップルの結婚にも変化が現れたことである。それまで結婚は、日本のおイエ（家）制度に代表されるように、結婚する男女が属する共同体同士の絆を結ぶために行われることが一般的だった。しかし近代になって、結婚はそうした前近代的な関係から脱して、個人同士の親密さを基盤とした、よりプライベートな結びつきへと変化していったのである。

とくに20世紀に入って、男女の恋愛関係や結婚が個人の愛情と意志に基づくことが普通になり、その関係を社会的にも保障する制度などが整備されてきた。それにともない、同

性愛者の間にもそうしたプライベートなパートナー関係への欲求が高まり、同性結婚に対するあこがれや、それを保障するような社会制度を要求する声が出始めたものと思われる。その結果として、ある地域では同性間の婚姻が認められるようになり、そのほかの地域でも、そのための論争が起こることとなった。

さて、一般的に結婚は、男女の間に交わされる関係と解釈されてきた。しかし、ここでは結婚のことを、愛情や性的な親密さにもとづいた男女の関係を、ある社会が血縁ではない家族関係として承認し、尊重していく制度と考えてみることにする。大抵の場合結婚は、社会の要請を受け、国家や政府、またはそれに類する関係機関が、その当事者同士の関係を公証し、何らかの法的な保護を行なっていく慣習や制度を持っている。

たとえば日本でいえば、男女の結婚は婚姻届を役所に提出することで成立し（法律婚主義）、戸籍上に両者の関係が記載され、その関係を公証してもらえる。同氏を名乗る権利および義務を持ち、互いに同居、協力、扶助、貞操などの義務があり、たがいの血族から姻族として親族として扱われる。また、互いの生活財の共有権や遺産相続権などを法律が保証する。また税法上、社会保障上の優遇措置などが受けられる。また、パートナーの一方が病気や障害を負ったときも、家族とみなされるため、互いの介護や看護などに特別な資格がなくても携われる。

同性間の関係を法的に認めるには、二つの方法がある。一つは、法律上の婚姻の定義をジェンダーレスにする方法である。「愛情や性的な親密さに基づいた男女の関係」から「愛情や性的な親密さに基づいた両当事者間の関係」と改めてしまう。オランダやベルギーなどは、そうした方法で、法律上も同性同士の婚姻関係を異性同士の婚姻関係と同等とした。同じように身分登録簿（戸籍）に記載して、同性カップルの法的な権利を認めている。

もう一つは、男女の婚姻とは別枠の制度として、異性結婚の夫婦に認められる権利の全部もしくは一部を同性カップルにも認め、保証するという法律（パートナーシップ法などと呼ばれる）を作る方法である。デンマークやノルウェー、スウェーデンなど、パートナーシップ法が成立している国は多い。

まず、結婚を、同居、協力、扶助、貞操など互いの義務と、生活財の共有権や遺産相続権などの互いの権利とを相互に規定した一種の民事的な契約関係であるとみなしてみる。パートナーシップ法とは、そうした婚姻に付随する権利と義務のすべて、もしくは一部を同性間のパートナーシップにも認め、民事契約関係を政府が公証したり、制度的に保障したりする内容を持つ法律のことである。呼称はドメスティック・パートナー法、登録パートナーシップ法、シビル・ユニオン法など、国によってさまざまである。これらも日本などのマスコミで報道される時には、「ゲイの結婚」とか「同性愛者の結婚」と呼ばれることも多く、広い意味では同性結婚と見なされる。

パートナーシップ法において、どの程度の義務と権利が認められるかは、国によってまちまちで、中にはイギリスやドイツのように男女の結婚とほぼ同等の権利、義務、保障が受けられるケースもある。権利が制限される場合には、親族として扱われる権利や、遺産相続権、養子縁組資格などが制限される場合が多い。こうしたパートナーシップ法が作られる理由の一つは、キリスト教の教義では「結婚」は、人が神の恵みを受けるための sacrament の一つとされるためだろう。おもに伝統的にキリスト教の影響が強い国で、反対

派の批判をかわすため、同性結婚を建前上、「結婚」ではないと見なす必要があることが理由と思われる。また、変わった法律では、フランスの民事連帯契約法（PACS）のように、当事者自身が自由に契約内容を決め、契約書を作成し、それを裁判所に提出して公証してもらうような制度もある。これは、フランスでは婚姻や離婚に関する法律的な条件が日本などに比較するとハードなためということらしく、何らかの理由で結婚できない同性愛の同棲カップルが、同性のカップルと同様、PACS を利用したりする場合もある。また、同性結婚を認めてこそいないが、裁判の判例や行政命令などで、同性同士のカップルにある程度の権利を認め、それを保証している国もいくつかある。

現在、同性愛者たちに婚姻、またはそれに準ずる形での権利の保障を与えている国はまだ限られており、結婚という制度が確立している地域はまだ少ない。次に章では、世界各国で同性結婚などの制度が採られている国、地域について、一部、そこに至る経緯と内容を紹介する。

### 3. 世界各国の現状

ここまで、同性愛者の権利を勝ち取り、世界に認めてもらうための同性愛解放運動から、法的な保障を得られる、同性結婚の制度について紹介してきた。本章では世界で現在、実際に採用されている制度、その経緯について紹介していく。まだそういった制度が認められていない国も多く、認められつつある地域は、ある程度集中している。州ごとに法整備が分かれ、議論が紛糾しているアメリカと、世界で初めて同性間婚姻権利を認めた国のあるヨーロッパを中心に上げる。（赤杉・土屋・筒井編 2004）

#### 3. 1 ヨーロッパ

##### ・デンマーク

デンマークでは1989年10月、世界で初めてドメスティック・パートナー法が導入された。デンマークの議会は、同性愛者に男女の夫婦と同じような権利を与えるかどうかの議論の際、人間の平等とは一体何か、という問題についての論議を繰り返したという。最終的に法案は大差で可決されるに至った。財産の相続や年金、医療保険や税金の控除といった権利について、同性愛者のカップルと同等の権利を同性愛者のカップルにも認めるこの制度は、その後、ヨーロッパの各国を中心に、急速に拡大していくこととなった。まさにこの出来事は、ヨーロッパの家族についての定義が変わった、革命的な出来事であったといえる。

しかし、この制度も最初からすべて平等だったのではなく、養子縁組や協会での葬式は認められていなかった。現在はどちらも少しずつ認められるようになっていく。性的指向の違いによる不平等感は、現在進行形で是正されている。

## ・オランダ

オランダでは2001年4月から、異性愛カップルと同性愛カップルの差別を完全になくした制度が導入されることとなった。フランスやデンマークなど、ドメスティック・パートナー制度として、同性愛者の一部の権利を認めたケースは多いが、異性愛カップルとの差別を完全になくした制度は世界で初めてである。

オランダでは1998年からドメスティック・パートナー制度が始まり、3年間でおおよそ1万組の登録が行われた。しかし、その中身は登録した者同士の同居を許可するだけのもの

で、遺産の相続や年金受給などについては認められておらず、不十分なものだった。そこでオランダ政府は同性結婚を制度化するための準備として、関係する法律から、男性と女性を区別するような記述を、2つの例外を除いてすべて削除した。その2つの例外とは、異性カップルと異なり、同性カップルはオランダ国外では夫婦とみなされないこと（そのため、海外から養子を引き取ることはできない）と、同性カップルが血縁的なつながりを有する子どもをもつ場合には、生物学的な親には自動的に親権が付与されるが、配偶者には、養子の手続き得おとらない限り、正式な親権は付与されない（義理の親としての権利は、子どもが生まれた時点で自動的に与えられる）ということである。また、同性毛混が認められるのは、オランダの国民、または永住権を有する人だけであり、観光客には適用されない。

同性結婚については、ローマ・カトリック教会は依然として否定的な立場であるが、オランダ合同プロテスタント教会は2001年11月に、圧倒的多数で同性結婚を祝福していくことを決定している。

## ・フランス

フランスでは1999年10月、PACSと呼ばれる「民事連帯契約」法案が可決され、同性愛者のカップルにも、結婚に準ずる社会的地位が認められるようになった。この制度は、税金や社会保険料の支払い、相続や贈与、住宅の賃貸契約などの面で、男女のカップルとそれ以外のカップルとの間に不均衡が生じないようにすることを目的として制定されたものである。他国のドメスティック・パートナー制度と違うのは、それらが同性愛者のカップルを法的に保護することを目的としているのに対し、男女の未婚カップルも保護の対象としている点である。

PACSとして登録を希望するカップルは、管轄の裁判所に申請を行うことで登記簿に記載してもらえる。ただし、PACSは一人のパートナーに限られ、未成年者との契約は認められていない。PACSとして登録をすると、財産や債務の共有、税の控除、看護および、機中休暇の取得などができるようになり、公務員であれば近接地への移動などの優遇措置も受けられるようになる。また、3年間関係を継続したカップルは、連名で所得税の共同申告が認められるようになる。カトリック教徒が人口に占める割合が9割以上で、保守的な傾向の強いフランスで、このようなりべらるな法案が採択されたことはとても画期的なことであるが、そこに至るまでの道のりは容易ではなかった。

フランスでは、教会で行う宗教上の結婚のほかに、地元の自治会で行われる民法上の結婚というものが存在する。民法上の結婚の場合、市町村長の立ち会いの下で行われる場合

があり、彼らはその際、戸籍簿の管理責任者として結婚を拒否する権限をもっていると主張するものがあらわれた。彼らは、同性愛者の結婚を祝福することは「良心に恥じる行為」であるとして、PACS 法案の反対を呼び掛ける運動を展開した。全国 3 万 6000 人の市町村長を相手に署名活動を繰り返し、わずか 1 カ月ほどで 1 万 2000 人分の署名を集めた。結果としてこの運動は法案推進陣営によって一蹴されたものの、短期間でこれだけの署名が集まったことは、保守派の抵抗力の底力を示すのに十分であった。

このような状況のなかで法案が通過した理由としては、当時のフランスが抱える問題が少なからず影響している。フランスでは、働く女性が増えたことで晩産化が進み、国民が持つ結婚に対する意識も大きく変化したことから、未婚カップルが急増した。PACS 法案が審議されていた当時、未婚カップルは、同性愛者のカップルも含めて 200 万組にも達していたと言われ、非嫡出子の割合も全体の 4 割を占めるようになっていた。PACS 法案は、このような社会背景のなかで、セクシャル・マイノリティらが男女のカップルと連携して主張を行ったことで、比較的早期に権利を勝ち取ることができたと言える。

以上に挙げた 3 国は、世界で初めてドメスティック・パートナー制度や、同性婚を取り入れた地域、また、他国とは違った制度をもつ国であるために詳述した。そのほかの国については簡単に紹介する。

同性婚が認められている国は、オランダ、ベルギー、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド。

ドメスティック・パートナー制度については、デンマーク、フランス、ドイツ、フィンランド、イギリス、ルクセンブルク、イタリア、スイス、などが認められている。

### 3. 2 アメリカ大陸

#### ・アメリカ合衆国

アメリカ合衆国でドメスティック・パートナー制度をめぐる本格的な論争が始まったのは 1990 年代に入ってからだった。1991 年、婚姻許可書の発行を拒否された、ハワイ州在住の同性カップルが、州政府を相手取って同性愛者同士の婚姻を要求する裁判を起こしたことに始まる。この訴訟では 1996 年、同性結婚を認める司法判決が下され、ハワイ州では同性愛カップルの一部の権利が認められはしたものの、1998 年に行われた住民投票によって、「同性結婚を禁止する権限を議会に与える」という内容の憲法改正が行われた。それを受けて 1999 年、州最高裁が、憲法が改正されたため、同性結婚を禁止した法律は今では合憲である、と判断した。

この訴訟をきっかけとして、同性愛者による市民運動が全米に波及していくこととなる。一方連邦政府は、同性結婚の効力について、各州で独自に判断していいとする結婚防衛法案を 1996 年に可決させ、保守的な地域では、同性結婚禁止法案といったようなものが制定されるなど、抵抗勢力の動きも急速に活発化していくこととなった。

そんな中、1996 年にハワイ州と同様の訴訟がバーモント州で起こった。役所に婚姻届を提出して拒否された同性カップルが、州を相手取って提訴したのである。これに対し州は、裁判官の全会一致で、異性愛カップルが婚姻した場合と同様の権利が同性愛カップルにも与えられなければならないとした。これにより、バーモント州は 2000 年 4 月、シビル・ユ

ニオン法と呼ばれるドメスティック・パートナー法を制定させ、アメリカ史上初めて同性愛カップルの権利を認めた州となった。法案では、税制や相続、養育権、育児休暇など、婚姻関係にまつわる 300 以上の社会的利益を同性愛カップルに認めるという内容になっている。ただし、同性の合同生活は結婚、婚姻とは定義しないことも盛り込まれている。

このような経緯を経て、アメリカ合衆国内で制度が作られていく流れが作られてきた。そして現在は、以下の州で同性婚、またはドメスティック・パートナー制度が採られている。

同性婚が認められる州は、マサチューセッツ州、カリフォルニア州（ただし現在結婚は認められていない）、コネチカット州、アイオワ州、バーモント州、メイン州、ニューハンプシャー州、ワシントン D. C.、ニューヨーク州となっている。

ドメスティック・パートナー法については、ハワイ州、ニュージャージー州となっている。

### ・カナダ

カナダでの権利の獲得運動は、2001 年 1 月、オンタリオ州から始まった。同性愛者のカップルは教会で結婚式を行った後、役所へ婚姻届を提出しに行ったところ、届け出が受理されなかったため、州政府を相手に訴訟を起こした。そして翌年、州最高裁は州政府に対して、同性愛カップルの婚姻を認めないのは違憲であるとの決定を全会一致で下し、必要な法環境の整備を 2 年以内に行うことを命じた。

それから 2 年後、同性愛者がパートナーと自由に結婚できる新しい制度が、オンタリオ州からスタートした。これによって、配偶者保護、後見人役、養子、年金資格、医療判断などに対する権利が同性愛カップルにも認められるようになった。

カナダが同性愛者の人権を意識し始めたのは、決して最近のことではない。一部の州では、オンタリオ州での裁判以前から男女の夫婦と同等の権利が認められていたし、同性結婚を認める法整備は着々と進められていた。また、2001 年から同性愛者のカップルも国勢調査の対象とされるようになっていた。その理由としては、子どもをもつ同性愛者のカップルが増えてきたためである。未婚カップルを含む判例法上の家族世帯のうち、同性愛者カップルは 3%となっていた。カナダでは小学生の段階から、異性愛者のほかに、生まれつき同性愛者の人や、トランスジェンダーの人が一定の割合で存在することを教育していることもあり、セクシャル・マイノリティに対する差別や偏見は比較的少ない。宗教的にもアメリカほどの脅威は存在しないが、それでもそのことを隠しているものはまだ多くいると言われている。

### 3. 3 その他の地域

ここまでヨーロッパとアメリカについて紹介してきたが、そのほかの地域ではどうなのだろうか。オーストラリアやブラジルでは権利の一部が保証されている。しかし残念ながら、西アジアやアフリカではまだ、ほとんど認められておらず、また、台湾や中国では議案として提出されたものの、先延ばしとされている状況である。

世界の様々な状況をリードしているのは、良くも悪くもアメリカやヨーロッパである。それらの地域での論争、そして現在以上の承認の動きが起こってくれば、それがほかの地

域へ飛び火し、影響を与えてくれるのではないだろうか。

## 4. 日本の制度はどうあるべきか

前章では、世界で婚姻が認められるようになった経緯を紹介した。それらを踏まえて、これから日本がどんな制度を作成し、採用していくべきかをこの章では考察する。

### 4. 1 日本の婚姻制度

民法は、婚姻の成立に法律上の手続を要求する法律婚主義を採用している。実質的要件として当事者の婚姻意思の合致及び婚姻障害事由の不存在が必要とされる。また、形式的要件として戸籍法に基づく届出が必要とされる。

まず実質的要件としての婚姻意思の合致について、日本国憲法第 24 条 1 項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と規定する。「婚姻意思」とは何かという点については、婚姻という身分行為に必要な届出をなす意思であるとする形式的意思説もあるが、通説は婚姻届出を出す意思を有するとともに社会通念に従った生活共同体を創設しようとする意思をいうとしている（実質的意思説）。婚姻意思が存在しない場合の婚姻は無効である。

次に婚姻障害事由について、婚姻障害事由のうち、民法 731 条から 736 条までの規定に違反した婚姻は不適法な婚姻として法定の手続に従って取り消しうるが、737 条違反については誤って受理されるときはや取り消し得ない。

#### ・婚姻適齢（民法 731 条）

日本における婚姻適齢は、男性は 18 歳以上、女性は 16 歳以上である。婚姻適齢に達しない場合は婚姻障害事由となり 744 条により取り消しうる。婚姻適齢に達した未成年者は婚姻できるが、未成年者の婚姻には一方の親の同意が必要である。未成年者は婚姻により私法上において成年者として扱われる。通説によれば、この成年擬制の効果は年齢 20 歳に達する前に婚姻を解消した場合であっても失われないとされているので、初婚の解消後に再婚する場合には親の同意は必要とされない。なお、未成年者の婚約については、未成年者（婚姻適正年齢外）であるからといって結婚をする約束（婚約）は無効にはならないという判例（大正 8 年 6 月 11 日大審院判決）もあるため、高校生同士が結婚の約束をしていたことが証明されるにいたった場合には法的効力をもつ婚約となることがありうる。

#### ・重婚の禁止（民法第 732 条）

#### ・再婚禁止期間（民法第 733 条）

女性は前婚の解消または取消しの日から 6 ヶ月を経過した後でなければ、再婚をすることができない（733 条 1 項）。ただし、女性が前婚の解消または取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、この 1 項は適用されない（733 条 2 項）。

#### ・近親者間の婚姻の禁止（民法第 734 条）

#### ・直系姻族間の婚姻の禁止（民法第 735 条）

- ・養親子等間の婚姻の禁止（民法第736条）
- ・未成年者の婚姻についての父母の同意（民法第737条）

未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。父母の一方が同意しないとき、父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときは他の一方の同意だけで足りる。この同意がない場合には婚姻障害事由に該当することとなり婚姻届は受理されないが、婚姻障害事由のうち本条違反は取消原因として挙げられていないため、誤って受理されるとはや取り消し得ない。

また、婚姻には形式的要件として戸籍法に基づく届出（婚姻届）が必要である。婚姻の届出をしない場合の婚姻は無効である。ただし、その届出が739条2項に定める方式を欠くだけであるときは、婚姻はそのためにその効力を妨げられない。

2004年7月16日に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行、これにともない戸籍法も一部改正した。特例法の定める要件を満たす性同一性障害者は家庭裁判所で性別の変更の審判を請求することができ、戸籍上の性別の変更が可能となった。戸籍上の性別にしたがい、その男女の婚姻届は受理される。

さて、今述べたように、日本での婚姻には「両性の合意」が必要となる。それを避けるために海外で婚姻をするという手段も考えられるが、そうしたところで、日本国内では認められない。例えば前章でカナダについて紹介したが、カナダは居住条件抜きで同性結婚を認めるおそらく唯一の国である。多くの外国の同性カップルが、その結婚が彼らの生国で承認されるかどうかにかかわらず、結婚するためにカナダを訪れた。カナダでの婚姻証明を国内でも認めるかどうかを巡って、アイルランドとイスラエルで訴訟が行われている。日本人の場合には、2002年5月24日より、海外での結婚に必要な「婚姻要件具備証明書」に婚姻の相手方の性別を記載する欄が新たに設けられ、相手方の性別が同性の場合は「婚姻要件具備証明書」が交付されないことになっていた。そのため、カナダでも、外国人同士の結婚に「婚姻要件具備証明書」の提出が不要な州でなければ同性結婚はできなかった。しかし、2009年5月26日、同性愛者の活動グループの要請で、日本の法務省は、同性同士の結婚を認めている外国で、邦人が同性婚をすることを認めなかった従来の方針を改め、独身であることなどを証明するために結婚の手続きで必要な書類を発行する方針を決めた。

カナダの婚姻証明によって日本の戸籍には婚姻の記載は行われませんが、カナダでの同性同士の婚姻証明を婚姻とみなすかみなさないかは、日本でも、個々の訴訟案件において、司法当局である裁判所の判断待ちとなる。これは通例、法律上の結婚は、戸籍への記載ではなく、役所への婚姻届の受理をもって成立するとされるためである。たとえば日本の戸籍を持たない外国人同士の異性愛カップルが結婚した場合、日本の地元の役所に婚姻届を出せば、戸籍への記載の代わりに婚姻届受理証明書を出してもらえ、それで婚姻が成立したことになる。

#### 4. 2 これからの日本の制度

第2章では異性間での婚姻に代わる、同性間で採られてきた仕組みについて紹介してきた。また、第3章では現在、実際に世界各国で、どのように同性間の婚姻やパートナーシ

カップ制度が採られるようになったかについて、一部の国だけではあるが紹介した。以上のことを踏まえて、これからの日本の制度はどうあるべきだろうか。今まで同性愛についてあまり注目されてこなかった現状では、いきなり同性婚を推し進めるには無理があるだろう。そこで私が考えるもの、日本でこれから考えられる可能性のあるものは、異性愛者のカップルと同性愛者のカップルに同等に権利を与えるドメスティック・パートナー制度である。まずは制度として確立し、最低限の権利をカップルに認めていくべきである。

現在の日本は、少子化や晩婚化、さらには、未婚率や生涯未婚率が上昇している。日本では結婚して家庭をもつという意識がとて高く、未婚での同居状態や、子どもをもつことに抵抗を感じる人が多いのではないかと。実際、日本の婚外子の割合は、他国と比べて圧倒的に低い。これは結婚していなければ、得られる権利が限られてしまい、生活に不安を覚えるからではないだろうか。しかし、生涯未婚率などが上昇している状況で、この状況では先行きに不安を覚える人も多いただろう。だからこそ、新しい保障制度が必要なのだと思う。先に挙げたフランスの例のように、国民の生活形態が変化しようとしているなか、制度だけが旧態依然としているわけにはいかないはずである。そして、結婚していない異性愛者のカップルを保護する制度を考えると、同時に、同性愛者のカップルについても同じように考えてもらいたい。

先ほど最低限の権利をと述べたが、ドメスティック・パートナー制度を制定したとして、もちろん始めからすべての権利を、ということは難しい。しかし、まずは内容にかかわらず制度を制定することによる、変革の道筋をつけることが重要なのである。何もない状態から、いきなり求めるすべてを要求することは不可能に近い。男女雇用機会均等法の例に見られるように、まずは少しでも、今までの制度に変革を加えることが重要である。それによって先へと続く足掛かりとなるのではないだろうか。

いま、日本では同性愛者に対する保障がないために社会に認知されず、よく知らないまま差別をしている現実があるように思う。性同一性障害については、テレビドラマへ取り上げられるなど、認知度も高まり、また、性同一性障害を公言して選挙に勝った議員もいる。十分とはいえないが、彼らを保障する法律もできてきている。学校でも対応し始め、在学途中で性別の変更を認める学校も出てきた。これと同じようなことが同性愛にも言えるはずである。

だが、何より大事なのは、正しい情報を理解し、伝えることではないだろうか。第3章でカナダの例をあげたが、子どものおときからセクシャル・マイノリティが自分たちの周りには当然に存在すること、彼らと異性愛者に何も変わるところがないことを教育すべきである。セクシャル・マイノリティが周りに存在して当然なんだという考えが常識となれば、もっと社会は変わっていくはずである。間違った知識、何も知らないこと以上に相手を傷つけるものはない。拒絶し、批判する前に、まずは自分の常識を再考してほしい。

## おわりに

「世界がもし 100 人の村だったら」という話を知っているだろうか。その中の一節にはこうある。

89人が異性愛者で

11人が同性愛者

(中略)

もしこのように、縮小された全体図から私達の世界を見るなら、相手があるがままに受け入れること、

自分と違う人を理解すること、そして、そういう事実を知るための教育がいかに必要かは火をみるよりあきらかです。

(NPO 法人オアシス HP)

私はこの話に小学生の時にであった。そのときは何も感じず、しばらく忘れていたが、高校生の時、改めてこの話を読んだとき、言葉が心に触れた。これによれば、同性愛者は全人口の 11% いることとなる。これはとても大きな数字である。10 人に 1 人というだけの人数がいながら、世界ではまだ、その権利が十分に認められておらず、差別や迫害の対象となっている。自分の近くには、そうしたマイノリティが存在していないと思込んでいないだろうか。それはただ、その人が気づかれないように振る舞っているだけかもしれない。ちゃんと理解しようとせず、ただ知らない、偏見のままにでてくる心ない言葉に傷つく人が、きっと周りにはたくさんいます。「相手があるがままに受け入れること、自分と違う人を理解すること、そして、そういう事実を知るための教育がいかに必要かは火をみるよりあきらかです。」この言葉の実践はまだまだ難しいかもしれない。しかし、各々が少しずつ、この言葉を噛み締めていければ、現状を変えていく鍵となるかもしれない。

## 参考文献

- 風間孝 河川和也著, 2010, 『同性愛と異性愛』 岩波新書
- 河川和也著, 2003, 『クイア・スタディーズ』 岩波書店
- RYOJI・砂川秀樹編, 2007, 『カミングアウト・レターズ』 太郎次郎社エディタス
- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著, 2004, 『同性パートナー ― 同性婚・DP 法を知るために』 社会批評者
- 大塚隆史著, 2009, 『二人で生きる技術 幸せになるためのパートナーシップ』 ポット出版
- イヴ・コゾフスキー・セジウィック著 外岡尚美訳, 1999, 『クローゼットの認識論 セクシュアリティの 20 世紀』 青土社
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束編著, 2007, 『パートナーシップ・生活と制度 [結婚、事実婚、同性婚]』 緑風出版
- ロバート・オールドリッチ編 田中英史・田口孝夫訳, 2009, 『同性愛の歴史』 東洋書林
- デニス・アルトマン著 岡島克樹・河川和也・風間孝訳, 2010, 『ゲイ・アイデンティティ 抑圧と開放』 岩波書店
- ジョージ・チョンシー著 上杉富之 村上隆則訳, 2006, 『同性婚 ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』 明石書店
- キース・ヴィンセント他著, 1997, 『ゲイ・スタディーズ』 青土社
- NPO 法人オアシス <http://www.oasisjapan.org/> (12月19日閲覧)
- 社会実情データ図録 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/index.html> (12月19日閲覧)